

○京都文教中学校学則

第1章 総則

(名称)

第1条 本校は、京都文教中学校と称する。

(目的)

第2条 本校は、教育基本法及び学校教育法に則り、仏教精神に基づく教養ある人間の育成をめざし、小学校における教育の基礎の上に、中等普通教育を施すことを目的とする。

(位置)

第3条 本校は、学校法人京都文教学園によって設置され、京都市左京区岡崎円勝寺町5番地に置く。

(修業年限)

第4条 本校の修業年限は、3ヶ年とする。

第2章 学年、学期及び休日

(学年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学年を分けて次の3学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から8月19日まで

(2) 第2学期 8月20日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び毎月の第5土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本校の開校記念日 5月25日

(4) 夏期休業 7月21日から8月31日まで

(5) 冬期休業 12月26日から翌年1月7日まで

(6) 春期休業 3月21日から4月7日まで

2 その他校長が必要と認めた時は、臨時に休業又は授業を行うことができる。

第3章 教育課程及び授業日時数

(教育課程)

第8条 各学年における教育課程時間配当は、別表1による。

(授業日数)

第9条 授業日数は、毎学年35週以上とする。

第4章 収容定員及び職員組織

(収容定員)

第10条 本校の入学定員は160名とする。

(教職員)

第11条 本校の職員は、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、助手、及び事務職員をもって組織する。

ただし、必要に応じて副校長、校長補佐をおくことができる。

(資格)

第12条 教員の資格は教育職員免許法、同施行法、同施行令、同施行規則、同施行法施行規則、及び学校教育法施行規則による。

第5章 入学、退学、転学、休学及び卒業

(入学許可)

第13条 生徒の入学は、毎学年の始めに校長がこれを許可する。

2 入学志願者には入学試験を行う。

3 前項の入学試験に合格した者は所定の期日までに保護者及び保証人連署の誓約書、その他の書類を提出するとともに、入学金他、所定の費用を納付しなければならない。

4 前項の手続が期日までに行われなときは入学許可を取り消すことがある。

(入学資格)

第14条 第1学年に入学することのできる者は小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(転編入)

第15条 第2学年以上に入学を許可される者は相当年令に達し、前学年の課程を終了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

2 前項の入学者の学力は、その学年程度でこれを検定する。

(転学)

第16条 生徒の転学、退学及び休学は、その事由を具し、校長の許可を受けなければならない。

2 在学する生徒で、その課程を修了しないで退学したときは、校長及び生徒の保護者はその者の住所の存在する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

(退学措置)

第17条 **次の各号**のいずれかに該当するものには退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の事由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者  
(居所不明者の取扱)

第18条 1年以上居所不明の場合には、市区町村長に連絡の上、在学していない者として取扱い、その指導要録は別に整理して保存する。

(課程修了)

第19条 各学年の課程修了又は卒業を認めるに当たっては、生徒の平素の成績を考査してこれを定める。

2 校長は中学校の全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与する。

(修了通知)

第20条 校長は、中学校の全課程を修了した者の氏名を、その者の住所の存在する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

#### 第6章 授業料、入学金、その他の費用徴収

(金額、徴収)

第21条 授業料、教育充実費の額は、**別表2**のとおりとする。

2 入学志願者は、入学考査料20,000円を、入学許可を得ようとするものは、入学金100,000円を納付しなければならない。

ただし、京都文教短期大学附属小学校からのA日程専願志願者は入学考査料を免除する。

3 **前項**にかかわらず、京都文教短期大学附属小学校からの入学者は、入学金を免除することができる。

4 **第2項**にかかわらず、ファミリー入試制度利用の入学者は、入学金の内30,000円を減免することができる。

5 一旦納付した授業料、教育充実費、入学金、入学考査料、その他諸費用は返還しない。ただし入学手続時においては、授業料、教育充実費の全部又は一部を返還することがある。

6 学期の途中で休学・転学・退学する者は、その実施日の属する月までの授業料、教育充実費、その他諸費用を納めなければならない。また、授業料等費用の月額は、年間費用を12で除した金額とする。

7 特別な事情により学期の途中で復学・転入・編入する者は、その実施日の属する月から当該学期末までの授業料、教育充実費、その他諸費用を納めなければならない。

(滞納)

第22条 授業料、教育充実費、その他諸費用を期限内に納付しない場合には、校長は、すみやかに、その保護者又は保証人に対して督促しなければならない。

2 **前項**の督促をするもなお学年末において、その年間の授業料、教育充実費、その他諸費用を納入しない場合には、校長は、理由を調査の上、除籍することができる。

3 本条項の施行に必要な事項は別に定める。

#### 第7章 授業料等の減免及び奨学金の支給

(減免、奨学金)

第23条 奨学のため学校長が必要と認めた場合、別に定めるところにより、入学金、授業料、教育充実費を減免し、或は奨学金としてこれを支給することがある。

#### 第8章 賞罰

(褒賞)

第24条 操行、学業共に優秀なる者、精励なる者、又は特別善行功績ある者には褒章を授与する。

2 **前項**の他教育上必要と認める場合も又これに準ずる。

(懲戒)

第25条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 懲戒のうち、訓告、及び退学の処分は、校長が行う。

#### 第9章 通学及び寄宿舎

(通学及び寄宿舎)

第26条 生徒は原則として保護者宅より通学しなければならない。ただし特別の理由があつて他から通学する場合には、保護者は理由を具して校長に届け出なければならない。

第27条 本校には寄宿舎はおかない。

#### 第10章 学則の変更

(学則の変更)

第28条 この学則を変更しようとするときは、この学校の職員会議の意見を聞きこの法人の理事会の議決によらなければならない。

附 則

この学則は令和4年4月1日から施行する。

昭和44年4月1日改正(第20条第1項・第2項)

昭和45年4月1日改正(第20条第1項)

昭和46年4月1日改正(第20条第1項・第2項)

昭和47年4月1日改正(第20条第1項・第2項)

昭和48年4月1日改正(第20条第1項)

昭和49年4月1日改正(第20条第1項・第2項)

昭和50年4月1日改正(第10条・第20条第1項・第2項)

昭和51年4月1日改正(第10条・第20条第1項・第2項)

昭和52年4月1日改正(第20条第1項・第2項)

昭和57年4月1日改正(第8条・第20条第1項・第2項)

昭和58年4月1日改正(第20条第1項)

昭和60年4月1日改正(第11条・第20条第1項・第2項)

昭和62年4月1日改正(第20条第1項)

平成元年4月1日改正(第20条第1項)

平成2年4月1日改正(第20条第2項)

平成2年5月28日改正(第20条第1項)

平成4年4月1日改正(第20条第1項)

平成6年4月1日改正(第20条第1項)

平成7年4月1日改正(第1条・第2条)

平成8年4月1日改正(第10条)

平成10年4月1日改正(第7条第1項・第2項・第8条・第20条第1項・第2項・第23条第1項・第2項)

平成13年4月1日改正(第8条)

平成14年4月1日改正(第3条・第7条第1項第1号・第8条別表1・第9条・第26条)

平成15年4月1日改正(第1条・第2条)

平成17年4月1日改正(第7条第1項第1号・第8条別表・第20条第1項)

平成19年4月1日改正(第8条別表1)

平成21年4月1日改正(第8条別表1・第20条・第20条別表2)

平成23年4月1日改正(第6条第1号・第2号・第8条別表1改正、第13条第2項・第3項・第4項・第17条第4号新設、第18条条変更、第19条第1項・第20条・第21条第1項・第2項・第4項改正、第5項・第6項新設、第22条第1項・第2項改正、第3項新設、第7章・第23条改正、第24条～第28条条変更)

平成24年4月1日改正(第8条別表1)

平成27年4月1日改正(第21条第5項・第25条)

平成28年4月1日改正(第8条別表1)

平成30年4月1日改正(第21条別表2)

令和3年4月1日改正(第21条3項)

ただし、令和4年4月1日より適用する。

令和4年4月1日改正(第21条第2項改正、第4項新設、第5項～第7項項変更)

別表1 「京都文教中学校」学則 第8条

(教育課程時間配当表)

(平成28年度以降入学生)

ACT

	1年	2年	3年
1	宗教①	宗教①	宗教①
2	総合的な学習② (朝学習①)	総合的な学習② (朝学習①)	総合的な学習② (学校茶道①)
3			
4	LHR①	LHR①	LHR①
5	国語⑤	国語⑤	国語⑤
6			
7			
8			
9			
10	社会(地理)④	社会(歴史)④	社会(公民)④
11			
12			
13			
14	数学⑤	数学⑤	数学⑤
15			
16			
17			
18			
19	理科④	理科④	理科④
20			
21			
22			
23	音楽①	音楽①	音楽①
24	美術①	美術①	美術①
25	保健体育③	保健体育③	保健体育③
26			
27			
28	技術家庭②	技術家庭②	技術家庭①
29			
30	英語⑥ (英会話①)	英語⑥ (英会話①)	英語⑥ (英会話①)
31			
32			
33			
34			
35			

- ・音楽(0.3)は集中講義：合唱コンクール及び練習、(芸術鑑賞)
- ・美術(0.3)は集中講義：写生、写仏、陶芸教室

(平成27年度・26年度入学生)

進学コース

教科	学年	1	2	3	計
国語		5	5	5	15

社会	4	4	4	12
数学	5	5	5	15
理科	4	4	4	12
音楽	2	1	1	4
美術	2	1	1	4
保健・体育	3	3	3	9
技術・家庭	2	2	1	5
英語	6	6	6	18
宗教	1	1	1	3
総合的な学習	2	2	2	6
特別活動	1	1	1	3
計	37	35	34	106

国際英語コース

教科	学年	1	2	3	計
国語		5	5	5	15
社会		4	4	4	12
数学		4	5	5	14
理科		3	4	4	11
音楽		2	1	1	4
美術		2	1	1	4
保健・体育		3	3	3	9
技術・家庭		2	2	1	5
英語		8	8	8	24
宗教		1	1	1	3
総合的な学習		2	2	2	6
特別活動		1	1	1	3
計		37	37	36	110

特進コース

教科	学年	1	2	3	計
国語		5	5	5	15
社会		4	4	4	12
数学		5	6	6	17
理科		4	4	4	12
音楽		2	1	1	4
美術		2	1	1	4
保健・体育		3	3	3	9
技術・家庭		2	2	1	5
英語		6	7	7	20
宗教		1	1	1	3
総合的な学習		2	2	2	6
特別活動		1	1	1	3
計		37	37	36	110

京大・医歯薬コース

教科	学年	1	2	3	計
----	----	---	---	---	---

国語	5	6	6	17
社会	4	4	4	12
数学	5	6	6	17
理科	4	4	4	12
音楽	2	1	1	4
美術	2	1	1	4
保健・体育	3	3	3	9
技術・家庭	2	2	1	5
英語	6	7	7	20
宗教	1	1	1	3
総合的な学習	2	2	2	6
特別活動	1	1	1	3
計	37	38	37	112

別表2 「京都文教中学校」学則 第21条第1項  
(授業料・教育充実費の徴収)

(1人当り年額)

科目	納付額
授業料	558,000円
教育充実費	210,000円
合計	768,000円

※ただし、平成29年度以前の入学者については、従前の例による。